

倫理審査の現状と展望

来たる第79回日本弱視斜視学会総会に向けて様々な研究に着手され、演題の申し込みをお考えの会員の皆様へ、倫理審査の現状と今後の展望についてお知らせいたします。

厚生労働省は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を制定しており、日本医学会および日本眼科学会は、この指針にしたがい臨床研究に際しては倫理講習 e-learning を受けて、倫理審査の承認をうけることを求めています。近いうちに日本医学会のガイドラインが発出される予定です。

日本弱視斜視学会でも、会員の皆様が研究の成果をご発表いただく総会において、倫理委員会の承認を得ていただくことを推奨してまいります。以下をご一読のうえ、準備を進めていただきたくお願いいたします。

●倫理審査の対象となる臨床研究

審査の対象となるのは「人を対象とする生命医学・医学研究に関する倫理指針」の適用となる介入研究および観察研究です。症例報告は指針の対象とはなっておりません。

●倫理審査委員会を所属施設にもたない会員の皆様は以下の機関にお問い合わせください。

・京都有識者倫理審査委員会 事務局 info.kyoto.rinrishinsa@gmail.com

対象：観察研究、費用：1件5万円、承認までの期間：2か月程度

今後1～2年を試行期間として、総会の演題登録時に倫理審査の有無を受理の要件として取り上げていく予定です。以降、全体の動向をみて本学会の基準も定めてまいります。第79回日本弱視斜視学会総会における詳細につきましては演題募集要項（1月ごろ発表）をご覧ください。

厚生労働省：研究に関する指針

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

2022年8月

日本弱視斜視学会 倫理申請に関するワーキンググループ 代表

仁科幸子

第79回日本弱視斜視学会総会会長

森 隆史

日本弱視斜視学会理事長

佐藤美保